

神谷基金ふじのくに福産品開発等支援事業費助成金交付要綱

第1 趣旨

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）は、障がいのある人が就労し自立した地域生活を送ることができるよう、創意工夫してふじのくに福産品（授産品）の開発等に取り組む事業所に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

第2 対象施設

- （1）障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所
- （2）その他県社協会長が必要と認める事業所
- （3）次の事業所については、対象外とする。

ア 営利法人が運営する事業所

イ 2年以内にABCしあわせ基金、ふれあい基金の助成を受けた事業所

ウ 3年以内に神谷基金に基づく助成を受けた事業所

第3 助成の範囲及び助成額

- （1）助成の範囲

ア ふじのくに福産品の開発や改良等に取り組むために必要な設備及び機器の購入経費（設備及び機器の設置に係る経費（業者による取付費等）を含む。）

イ 1事業所当たり1品目

ウ 経常的な運営経費（活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費等）、パソコンやコピー機等の組織運営のために日常的に使用する備品や物品購入費、助成が適切でないと判断される経費（視察・研修旅行費、研修参加費、飲食費等）は助成対象としない。

- （2）助成額

（1）に掲げる経費の5分の4以内とし、30万円を限度とする。

第4 助成の申請

- （1）提出書類 1部

ふじのくに福産品開発等支援事業費助成金申請書（様式第1号）

- （2）提出期限

別に定める日まで

第5 助成の条件

次に掲げる事項は、助成の決定をする際の条件とする。

- （1）会長は、必要に応じて助成金の経理について調査及び指導することができる。
- （2）会長は、助成事業者が不正又は不当に助成を受けた場合は、助成金の全部又は一部を還させることができる。

- (3) 助成の決定後、次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ県社協会長の承認を受けなければならない。
- ア 助成対象経費の 20 パーセントを超える変更や購入機器を変更する場合
ただし、使途目的は変更前と同じであること
- イ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 助成の決定後、事業費（購入経費）に増減があった場合の助成額については、次のとおりとする。
- ア 事業費が減少した場合は、助成率により助成金を減額する。
- イ 事業費が増加した場合でも、助成金を増額しない。
- (5) 助成事業者が実績報告書提出期限までに事業を終了できない場合は、速やかに県社協会長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 6 助成の決定

県社協会長は、別に定めるふじのくに福産品開発等支援事業費助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮り助成を決定する。

第 7 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各 1 部
変更承認申請書（様式第 4 号）
- (2) 変更承認申請書は、変更後速やかに提出すること

第 8 実績報告

- (1) 提出書類 1 部
実績報告書（様式第 2 号）
- (2) 提出期限
当該事業終了後、15 日以内

第 9 請求の手続き

- (1) 提出書類 1 部
請求書（様式第 3 号）
- (2) 提出期限
助成金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年度分の助成金から適用する。